令和８年度（2026年度）北海道・ハワイ州高校生交換留学促進事業実施要項

（令和８年９月７日学校教育局高校教育課長決定）

１　目的

この要項は、高校生交換留学促進事業実施要綱（平成11年３月31日教育長決定）第７の規定に基づき必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的とする。

２　事業の内容

(1) ハワイ州への留学生派遣事業

北海道から派遣する留学生（以下「留学生」という。）は、ハワイ州内の公立高等学校（以下「ハ州高等学校」という。）が選考したハ州高等学校に在籍する生徒の家庭（以下「ハ州受入家庭」という。）にホームステイしながら、ハ州高等学校に通学し、授業、学校行事等に参加する。

ア 留学先

米国・ハワイ州教育局が決定したハ州高等学校

イ 留学期間

令和９年１月中で、北海道教育委員会とハ州高等学校とが合意した10日間程度

ウ 募集人員

道立高等学校及び道立中等教育学校（後期課程）（以下「高等学校等」という。）の生徒　計７名

エ 引率者

教員及び教育庁職員　計２名程度（新千歳空港とハワイ州内空港間の引率等）

(2) ハワイ州から派遣される留学生の受入事業

ハワイ州から派遣されるハ州高等学校の生徒（以下「ハ州留学生」という。）は、次のアの学校に在籍する生徒の家庭（以下「北海道受入家庭」という。）にホームステイしながら、アの学校に通学し、授業や学校行事等に参加する。

アの学校は、ハ州留学生を受け入れ、その受入期間中における学校行事等に参加させるとともに、日本語の指導を行う。

ア 受入先

北海道教育委員会が決定した道立高等学校及び道立中等教育学校（後期課程）（以下、「北海道受入学校」という。）

イ 受入期間

令和９年１月下旬から２月中で、北海道教育委員会とハ州高等学校とが合意した１週間程度

３　ハワイ州への留学生派遣事業への参加要件

２(1)の事業に参加する留学生及び留学生が在籍する高等学校等の要件は次のとおりとする。

(1) 留学生の応募資格

ア 事業実施年度において、第１学年又は第２学年（道立中等教育学校にあっては第４学年又は第５学年）に在学中の者

イ 基礎的な英会話の能力があり、その向上に意欲的に取り組める者

ウ 異文化や異なる習慣、考え方を尊重し、共に学び合い、高め合うことができる者

エ 心身とも健康で、かつ、外国での生活に適応できる者

オ 帰国後、国際交流等に関する事業や行事に積極的に参加・協力できる者

(2) 留学生が在籍する高等学校等

ア 国際交流、国際理解教育及び外国語教育に積極的に取り組んでいる高等学校等

イ 留学生及び留学生の保護者（以下「保護者」という。）に対し、留学前後における適切な指導・助言ができる高等学校等

ウ 留学中における留学生や保護者へのフォロー、留学先のハ州高等学校やハ州受入家庭等関係者との連絡調整、緊急対応ができる高等学校等

４　留学生の募集及び決定

２(1)の事業に参加する留学生は、別に定める応募要領により募集を行い、次により決定する。

(1) 留学を希望する生徒は、出願書（様式１）及び承諾書（様式１別紙）を在籍する高等学校長又は中等教育学校長（以下「学校長」という。）に提出する。

(2) 上記３(2)の要件をすべて満たす高等学校等の学校長は、上記３(1)の要件をすべて満たす生徒２名を限度として選考の上、生徒から次のアの書類を徴し、次のイの書類と併せて(1)の書類に添付し、所轄の教育局に推薦すること。

ア　健康診断書（様式２）又は令和８年（2026年）４月１日以降に学校で受診した定期健康診断の結果の写し

イ　推薦書（様式３）

(3) 北海道教育委員会は、別に定める選考要領により派遣候補者を選考する。さらに、派遣候補者の中からハ州高等学校と協議・調整をした上で留学生を決定し、関係学校長あて通知する。

５　事前研修会

２(1)の事業に係る事前研修会は、留学生、保護者、留学生が在籍する高等学校等の担当教員及び引率教員等が出席する。

６　北海道受入学校の募集及び決定

２(2)の事業に参加する北海道受入学校は、次のとおり対応等ができることを要件とし、募集及び選考に係る必要な事項は、別に定めるものとする。また、北海道受入家庭の募集及び選考に係る必要な事項は、北海道教育委員会とハ州高等学校が協議して別に定めるものとする。

(1) ハ州留学生に対し、受入前に学校生活等に関する連絡や助言を行うことができること。また、受入家庭からハ州留学生やその在籍するハ州高等学校に対して照会するよう要望があった場合にも、ハ州留学生やその在籍するハ州高等学校と連絡を取るなど、適切に対応できること。

(2) ハ州留学生に対し、その受入期間中の授業、学校行事等への参加や、その他の学校生活について適切に対応できること。また、必要に応じ、ハ州高等学校やハ州留学生の保護者等関係者との連絡調整、緊急対応ができること。

(3) ハ州留学生の滞在期間中、その日常生活に関わり、ハ州留学生や北海道受入家庭に指導及び助言ができること。

(4) ハ州留学生の滞在期間中、北海道教育委員会の求めに応じ、ハ州留学生の学校生活の状況や行動の様子等について報告できること。

７　経費の負担区分

この事業に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 北海道教育委員会が負担する経費（保護者に対する補助）

ア　２(1)の事業において、北海道教育委員会は高校生交換留学促進事業補助金交付要綱（平成６年６月１日教育長決定）に基づき、経費の一部を補助する。

イ　２(2)の事業において、予算の範囲内で北海道受入家庭へ参加奨励費を支払う。

(2) 留学生の保護者が負担する経費

２(1)の事業において、留学生の保護者は次の経費を負担する。

ア　留学生の自宅と新千歳空港間の往復に要する費用、海外旅行保険料、パスポート取得料、ESTA申請料、ハ州高等学校における行事等に参加する費用及び新千歳空港と米国・ダニエル・K・イノウエ国際空港間の往復交通費のうち、(1)の補助を超える部分

イ　その他必要な経費

(3) ハ州受入家庭が負担する経費

２(1)の事業において、ハ州受入家庭は留学生の滞在期間中の食費、通学に要する費用、宿泊費及び滞在宅から米国・ダニエル・K・イノウエ国際空港までの送迎に要する経費を負担する。

(4) 北海道受入家庭が負担する経費

２(2)の事業において、北海道受入家庭は、ハ州留学生の滞在期間中の食費、通学に要する費用、宿泊費及び滞在宅から北海道受入学校の最寄りの道内空港までの送迎に要する経費を負担する。

ただし、(1)イの参加奨励費が北海道教育委員会から支払われる。

８　その他

(1) 留学生及び引率教員並びに北海道受入学校の受入担当教員等は本事業終了後、報告書（様式任意）を北海道教育委員会に提出するものとする。

(2) ２(1)の事業に参加する留学生が在籍する高等学校等は、留学生が事業を通じて得た経験や知識を他の生徒へ広く還元することを目的として、留学生による成果報告の場を設けることとする。実施規模及び方法は各校の判断によるが、全校生徒や近隣校生徒等にも広く事業効果を普及できるよう努めること。

なお、報告会等の実施後30日以内に、様式４により実施状況を北海道教育委員会へ報告すること。

(3) ２(1)の事業に参加する留学生の保護者は、留学生を北海道教育委員会が指定する海外旅行保険に加入させることとし、留学期間中の病気、事故等については、保護者の責任において対処するものとする。

(4) ２(1)及び２(2)の事業において、事業実施期間中に病気、事故その他やむを得ない事情により事業を中止しなければならない場合、又は事業を継続することが適当でないと北海道教育委員会及びハ州高等学校が認めた場合は、当該留学生又はハ州留学生を帰国させることができるものとする。

(5) ２(1)の事業において、留学生の留学期間中の欠席に伴う単位の扱いについては、留学生が在籍する高等学校等と保護者が十分に話し合うこと。

(6) ２(2)の事業において、国内外における情勢変動や疾病の蔓延、天災の影響等により、やむをえずハ州留学生の帰国日程が延期になる場合は、北海道受入学校及び北海道受入家庭の保護者は、変更後の帰国日まで引き続き受入を継続するものとする。

(7) その他この交換留学事業について必要な事項は、北海道教育委員会とハ州高等学校が協議して別に定めるものとする。

附　則

この要項は、令和６年10月31日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年１月10日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年９月９日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年９月７日から施行する。